

文京区生涯学習推進計画

第2次改定の中間報告

平成16年9月

目 次

| | | |
|-------|-------------------------------|----|
| 第 1 章 | 文京区における生涯学習推進の経緯 | 1 |
| 第 2 章 | 推進計画第 2 次改定の基本的な考え方 | 2 |
| 1 | 生涯学習の基本的な考え方 | 2 |
| 2 | 第 1 次改定後の社会環境の変化と生涯学習 | 2 |
| 3 | 文京区基本構想と推進計画 | 2 |
| 4 | 推進計画改定（第 2 次）の目的 | 3 |
| 5 | 推進計画の性格・位置づけ | 3 |
| 6 | 推進計画の期間 | 4 |
| 7 | 推進計画の視点 | 4 |
| 8 | 新たな視点による施策の展開 | 5 |
| (1) | 教育・文化資源を活用した生涯学習による まちづくり | 5 |
| (2) | 新たな協働による生涯学習推進 ネットワークの構築 | 5 |
| (3) | 活力ある地域社会づくりを目指した 生涯学習事業の推進 | 6 |
| (4) | IT を活かした生涯学習活動の支援 | 8 |
| 第 3 章 | 生涯学習推進施策の目標と方向 | 9 |
| | 施策の体系 | 10 |
| | 基本目標ごとの施策の展開 | |
| 1 | 「文の京」らしい生涯学習の展開 | 12 |
| (1) | 教育機関との連携の促進 | 12 |
| (2) | 文化遺産の活用と文化活動の支援 | 13 |
| 2 | 多彩な学習機会と場の提供 | 15 |
| (1) | 生涯学習の基礎づくり | 15 |
| (2) | 学習・スポーツ機会の充実 | 17 |
| (3) | 学習・スポーツの場の整備 | 19 |

| | | |
|-----|-----------------------------|----|
| 3 | 学習成果の地域社会への還元 | 22 |
| (1) | 発表の機会の充実 | 22 |
| (2) | ボランティア活動の支援 | 23 |
| 4 | 学習情報・相談体制・推進体制の充実 | 25 |
| (1) | 各種メディアによる情報提供 並びに相談機能の充実 | 26 |
| (2) | 推進体制の整備 | 27 |
| 第4章 | 生涯学習推進事業 | 30 |
| 1 | 「文の京」らしい生涯学習の展開 | 31 |
| (1) | 教育機関との連携の促進 | 31 |
| (2) | 文化遺産の活用と文化活動の支援 | 32 |
| 2 | 多彩な学習機会と場の提供 | 34 |
| (1) | 生涯学習の基礎づくり | 34 |
| (2) | 学習・スポーツ機会の充実 | 39 |
| (3) | 学習・スポーツの場の整備 | 45 |
| 3 | 学習成果の地域社会への還元 | 48 |
| (1) | 発表の機会の充実 | 48 |
| (2) | ボランティア活動の育成・支援 | 51 |
| 4 | 学習情報・相談体制・推進体制の充実 | 55 |
| (1) | 各種メディアによる情報提供 並びに相談機能の充実 | 55 |
| (2) | 推進体制の整備 | 58 |

参考資料編

| | | |
|-----|------------------|----|
| 1 | 生涯学習推進体制 | |
| (1) | 文京区生涯学習推進本部設置要綱 | 59 |
| (2) | 文京区生涯学習推進協議会設置要綱 | 61 |
| (3) | 文京区生涯学習推進協議会委員名簿 | 62 |
| 2 | 生涯学習に関する動向 | 63 |

第 1 章 文京区における生涯学習推進の経緯

文京区では、平成 4 年 3 月に文京区生涯学習推進基本構想を策定し、「文京区全域を生涯学習のキャンパスに」していくための生涯学習推進体制を整備して、文教のまちにふさわしい学習機会と場の創出を目指すことにより、本区における生涯学習をダイナミックに展開していくことを提唱しました。

その後、平成 4 年 4 月に区長を本部長とする全庁的な組織として文京区生涯学習推進本部を、平成 5 年 7 月には学識経験者や区民の代表者で構成する文京区生涯学習推進協議会を設置し生涯学習の推進体制を整えました。さらに、平成 6 年 3 月には区の生涯学習施策を総合的、効果的に推進するため、文京区生涯学習推進計画（以下「推進計画」という。）を策定し、生涯学習センターの新設や区民大学講座の開設などを行いました。

平成 12 年 3 月には、社会情勢等の変化に対応するため推進計画の第 1 次改定を行いました。改定後の計画事業実施状況を見ると、学習活動を支援するしくみづくりとして、平成 12 年 4 月、生涯学習活動の核となる生涯学習センターを全面開設したほか、学習ニーズの多様化等に応える施策として、平成 13 年 4 月から趣味・教養等講座の民間教育事業者との連携、平成 15 年 9 月の区民大学院講座の開設、平成 16 年 4 月の区内大学連携講座の開始など、多様な学習機会の拡充や区民大学の総合化・体系化に努めました。

また、学習成果の地域還元や区民参画という観点から、平成 13 年度の文京お届け講座の開設や区民を中心とした区民大学企画運営委員会の設置、平成 16 年度には区民提案による公募型講座を開設するなど、区民と行政との新たな協働関係の構築を視野に入れた生涯学習施策を推進してきました。

第2章 推進計画第2次改定の基本的な考え方

1 生涯学習の基本的な考え方

区では、「人々が自己の充実や生活の向上のため、自発的な意思に基づき、自己に適した手段・方法を自ら選んで行う学習」を生涯学習と考えています。

また、地域の環境はそこに暮らす人々の生き方、能力、行動によって形成され、その地域の環境がそこに暮らす人々を育てると考えることができます。こうした地域におけるまちづくりやひとづくりを円滑に進め、地域社会を活性化する核となるものが生涯学習の活動であると捉えて生涯学習を支援する施策を展開していきます。

2 第1次改定後の社会環境の変化と生涯学習

平成12年3月に改定（第1次）した推進計画では、平成12年度から平成14年度までを実施計画期間、平成15年度以降は努力目標として生涯学習推進施策を展開してきました。

この間、学校完全週5日制の実施に伴う子どもたちの主体的活動の場・機会の確保、技術革新の進展や就業形態の多様化に伴うキャリアアップを目指す社会人等の受け入れ体制の整備といった新たな課題のほか、子育て支援の必要性、急速なIT化、NPOや大学等教育機関を取り巻く状況の変化や、「社会教育行政と学校教育との連携」などを盛り込んだ社会教育法の改正など、生涯学習を取り巻く環境は大きく変わってきました。

3 文京区基本構想と推進計画

推進計画改定（第1次）後の文京区の状況を見ると、地方分権、特別区制度改革の実現や高度情報化への対応など、社会環境の変化による区政の役割の変化に対応するため、平成13年7月に『文の京』の明日を創る」と題した新たな文京区基本構想を策定しました。この基本構想は、政策理念の提唱にとどまらず、時代に応じた行政

需要に対応する具体的な基本施策までを方向づけており、その基本政策の一項目である「学ぶ楽しさ、生きる知恵を育む」の中で生涯学習に関する施策が提示されています。

また、平成14年度から平成16年度の実施期間に引き続き、平成17年度から平成19年度を実施期間とする基本構想実施計画を策定し、基本構想をより一層推進する各種施策・事業を展開していくこととしています。

この推進計画は、基本構想及び基本構想実施計画に基づく施策を具体的に実現するための補助計画であり、基本構想の理念を踏まえた計画です。

4 推進計画改定（第2次）の目的

文部科学省が設置する中央教育審議会では、社会情勢の変化に対応するため、新しい情報通信技術の活用、教養教育、青少年の奉仕活動など、多岐にわたる分野の答申のほか、平成16年3月には生涯学習全般の振興方策に関する報告を行っています。

こうした国の動き、区における新たな基本構想の策定、社会環境の変化など、生涯学習を取り巻く情勢に的確に対応するため、「文京区全域を生涯学習のキャンパスに」という生涯学習推進基本構想の理念を基本としながら、新たな視点による施策を展開することが必要であると考え、現行の推進計画の見直しを行うものです。

5 推進計画の性格・位置づけ

- (1) この計画は、区民の生涯学習を支えるための理念及び行政が果たすべき役割を具体化する事業計画です。
- (2) この計画は、区民の自主的な生涯学習活動を側面から支援するための計画です。
- (3) この計画は、生涯学習推進のための目標を示したものです。
- (4) この計画は、生涯学習施策について協議・調整する際の方向性を示したものです。

6 推進計画の期間

- (1) この推進計画の期間は、始期を平成17年度とします。
- (2) 平成17年度から平成19年度までの3年間を計画期間とし、平成20年度以降は努力目標とします。

7 推進計画の視点

(1) 基本的な視点

文京区生涯学習推進基本構想で提唱した「文京区全域を生涯学習のキャンパスに」という考え方を基本的な視点としています。

(2) 新たな視点

この計画には、次の新たな視点を加えています。

教育・文化資源を活用した生涯学習によるまちづくり
新たな協働による生涯学習推進ネットワークの構築
活力ある地域社会づくりを目指した生涯学習事業の推進
ITを活かした生涯学習活動への支援

8 新たな視点による施策の展開

(1) 教育・文化資源を活用した生涯学習によるまちづくり

区内には、大学をはじめとする教育機関、大名庭園や文人の住居跡など歴史的資源、伝統工芸など専門的な知識・技能を有する人材など、豊富な教育・文化資源が存在します。このような本区の特性を十分に活かして様々な施策を展開するとともに積極的に発信し、「日本一の教育のまち」・「生涯学習都市・文京」を実感できる環境を作ります。

「文の京」の礎づくり

区内全域を「いつでも、どこでも、だれでも」が、文化資源を身近に感じ、活力あふれる生涯学習のキャンパスとすることで「生涯学習都市・文京」の実現を目指します。その礎づくりとして、文京区の地域特性である豊富な大学等教育機関や多彩な人材との連携を図るネットワークセンターづくりを検討します。

先駆的な文化事業の展開

区では、平成14年度に創設し、全国はもとより海外からも多数の応募作品が寄せられた「文の京 文芸賞」や、平成15年度に実施した「文の京 唱歌・童謡祭」、平成15、16年度の「文の京 一葉物語」事業など、先駆的な文化事業の展開により「文の京」を全国に発信してきました。今後も、外部の団体などと協働して全国規模の文化事業を行う「文の京 文化発信プロジェクト」など、多くの文化資源を活かしながら、時代を先取りした事業を展開します。

文化遺産を発信する拠点づくり

森鷗外の功績を顕彰するため観潮楼跡に建てた鷗外記念本郷図書館には、記念室を併設して鷗外に関する資料の収集や調査・研究を行っています。数年後、図書館を移築して鷗外記念室は単独施設となるため、今後は、鷗外記念室の方向性について検討していきます。

また、文京ふるさと歴史館では、常設展のほか、様々なテーマの企画展や講演会などを開催し、豊かな文化遺産や郷土の歴史・民俗について学ぶ機会を提供してきました。今後は、ITを積極的に活用することで区の文化遺産等について学ぶ機会を充実するとともに、全国への発信に努めていきます。

(2) 新たな協働による生涯学習推進ネットワークの構築

今後生涯学習施策を展開していく際には、国の中央教育審議会が提唱した新しい「公共」や、文京区区民憲章で自治の理念として掲げている「協働・協治」など、新しい視点を取り入れていくことが必要です。そのためには、公共的活動の担い手となるNPO法人やボランティア団体等との協働が不可欠であり、これらの団体をはじめ区内大学や民間事業者との連携も含め、新たな協働による生涯学習推進のためのネットワークを構築していきます。

生涯学習推進ネットワークの拠点づくり

生涯学習施策を効果的に展開するためには、社会教育関係団体、

NPO法人、ボランティア団体、大学等教育機関、民間教育事業者などあらゆる団体等と区が緊密に連携していくことに加え、各団体間の連携が必要です。そのため、日常的に団体相互の情報交換や連絡調整を行うことができるネットワークの構築を目指すとともに、新たな拠点として、相互連携の要となる組織や施設の検討を行っていきます。

大学などの教育機関や企業との協働による生涯学習施策

これまで実施してきた学長による講演会や公開講座など大学との連携事業に加え、国に提案した「文京区まるごとキャンパス特区」のうち、経済産業省から認定された国家資格（初級システムアドミニストレータ、基本情報技術者）の取得要件を緩和する講座について、区内大学等教育機関や民間教育事業者と協働運営するほか、こうした機関の施設やノウハウの活用、人材交流などに積極的に取り組み生涯学習施策の充実を目指していきます。

新たな地域スポーツクラブの創設

国はスポーツ振興基本計画の中で、地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの育成が生涯スポーツ社会を実現する上の最重要課題であるとしています。また、文京区基本構想でも、子どもから高齢者まで区民一人ひとりが充実したスポーツライフを楽しめるよう、身近な地域のスポーツクラブの育成、クラブハウスの整備、区民主導の管理などを提唱しており、この実現に向けた検討を行っていきます。

(3) 活力ある地域社会づくりを目指した生涯学習事業の推進

地域には、様々な知識や経験を有する方々が生活している一方で、パソコンや語学などの趣味・教養や、キャリアアップのための知識などを習得したい方々がいます。このような経験を活かしたい方と学びたい方とをコーディネートし、子どもから高齢者まで幅広い世代や立場の違いを越えた交流機会の提供に努め、活力ある地域社会づくりに資する生涯学習施策の展開を目指します。

地域社会にある学習資源の活用

様々な知識や経験をボランティア活動に活かしたい個人や団体は地域の貴重な学習資源といえます。区では、このような人材や団体を把握して区民への周知に努めるとともに、学習資源の送り手と受け手の双方が自発的な交流や学習活動を行うことができる拠点づくりを目指します。また、この拠点を教育機関や企業などを含めた幅広い交流の場とし、地域の活性化を図っていきます。

地域における生涯学習の指導者育成

生涯学習活動を活性化するためには、地域での活動を担う人材が不可欠です。今後は、講座運営の基本的知識や技術習得なども含めた、指導者の育成につながる講座を実施するほか、区民大学講座の一部として始めた区民提案による公募型講座の充実など、生涯学習の活動主体となる団体やリーダーの育成に重点を置いた施策を展開していきます。

新たな分野の生涯学習推進事業

これまでの生涯学習事業は、どちらかという趣味や教養を高めたいという要望に応えるものが主流でしたが、最近では、個人の自発的な能力開発が新たなニーズとして求められるようになってきています。また、昨今の著しい社会状況の変化に対応できるように職業能力を引き上げるためには、従来企業の企業主導の育成策のみでは十分ではなくなっています。このように、社会人を始め、子育て中の女性や若者を含めた、地域を支える住民一人ひとりの能力向上への支援が求められています。また、こうした支援は、様々な立場や環境の人々が、学習活動を通じて地域との接点を持ち、地域を活性化することにもつながります。

そこで、今後は、ビジネス・職業教育、学習しやすい子育て環境の整備、職業能力の引き上げに重点をおいた講座、図書館におけるビジネス支援に必要な資料の充実など、新しい分野の生涯学習事業を展開していきます。また、新たな分野の生涯学習事業を展開するにあたっては、地域の企業や大学等との連携を強化し、

産学公が一体となって地域の活性化を目指していきます。

さらに国際化、高齢化、環境問題等、現代的な課題や地域社会の課題について学習する機会を提供し、これらの課題に対する住民等の主体的な取り組みの促進を図ります。

(4) ITを活かした生涯学習活動の支援

情報通信技術の目覚ましい発展により、日常生活の中でパソコンやインターネットを利用する方が急速に増えています。こうした状況から区が実施する生涯学習施策においても、ITの活用を拡充し、時間的・空間的な制約を越え、「いつでも・どこでも・だれでも」が学べる生涯学習環境を整えるとともに、インターネットを使った生涯学習活動を支援していきます。

図書館のIT化の推進

平成16年5月からインターネットを使った図書館オンラインシステムが稼動し、自宅のパソコンや携帯電話から図書館所蔵資料の検索や予約をすることが可能になりました。さらに、ITを活用した図書館サービスの充実を図るために、ネット上で未所蔵資料のリクエストやレファレンスを受け付けるサービスを実施するほか、図書館内で利用できるインターネット端末の設置を検討するなど、地域の情報拠点となる図書館を目指します。

生涯学習・スポーツ施設等予約システムの導入

インターネットを通じて施設予約から使用料払い込みまでの手続きを行うことができる生涯学習・スポーツ施設等の予約システムを導入します。この施設予約システムは、区民が窓口に出向くことなく利用手続きを行えるもので、利用者の利便性向上を図るものです。

ITを活用した各種サービスの検討

インターネットを活用した総合的な生涯学習情報の提供や講座の配信など、ITを活かした学習支援を推進します。また、区が所蔵する絵画や歴史的資料などについて、保全・活用を目的としてデジタル化を進め、ITを活用して区内外へ発信していきます。